

紋別市おためし暮らし体験実施要綱

平成 29 年 12 月 28 日
市長政策室長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、紋別市への移住に関心のある者に対して、紋別市（以下「市」という。）での生活を体験できる場を提供することで、移住・交流人口の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者 市の移住担当窓口を通じて移住の検討を行っている者（転勤又は婚姻による転入者は除く。）

(2) 体験住宅 日常生活をするための家具、電化製品等の家財を備え、手軽に市での生活を体験できるよう市が貸し付ける住宅

(体験住宅の名称、所在地等)

第 3 条 体験住宅の名称、所在地等は、別表第 1 のとおりとする。

(借用申請)

第 4 条 体験住宅の借り受けを希望する移住希望者（以下「応募者」という。）は、おためし暮らし体験住宅借用申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(貸付許可)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容の審査及び応募者が多数いるときは選考を行い、おためし暮らし体験住宅貸付許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）を交付する。

(契約)

第 6 条 市長は、前条の規定により許可書を交付したときは、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号。以下「法」という。）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約を、おためし暮らし体験住宅定期賃貸借契約書（様式第 3 号。以下「契約書」という。）により、当該許可書を受けた者（以下「借受者」という。）と締結し、体験住宅を貸し付けるものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第 38 条第 2 項の規定により、おためし暮らし体験住宅定期賃貸借契約についての説明（様式第 4 号）により、借受者に対し、契約の更新がないことを説明するものとする。

(貸付期間)

第 7 条 体験住宅の貸付期間は、4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間において 7 日以上 90 日以内とする。ただし、6 月から 9 月までの期間においては、60 日以内とする。

(貸付料等)

第 8 条 体験住宅の貸付料は別表第 2 のとおりとする。

2 貸付料は、住宅料と維持管理経費を合わせた額とする。

3 借受者は、借用開始日までに貸付料を市に納めなければならない。

4 貸付料の計算は、入居の月又は退去の月、若しくはその両方の月において、日数が 30 日未満となるときは、当該日数分の貸付料については、

1ヶ月あたりの貸付料を30で除して得た金額（日額）に、当該日数を乗じて得た金額を貸付料とする。なお、貸付料に下1桁の端数が生じるときは、同桁を四捨五入するものとする。

5 前項により前納した貸付料は、原則これを返還しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

6 前項ただし書の規定により貸付料を返還するときの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 天災、借受者本人又は親族の病気その他借受者の責めに帰することができない事由により体験住宅を借用できなくなった場合 既に納付した貸付料から借用済期間分の額を差し引いた額

(2) 前項のほか、やむを得ない事由として市長が認めた場合 その都度市長が定める額

(借受者の遵守事項)

第9条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 前条に規定する貸付料を納めた後、市長から住宅の鍵を受け取り、外出時や就寝時に施錠するなど、体験住宅の防犯上の管理を徹底すること。

(2) 鍵を紛失した時は、速やかに市長にその旨を報告すること。

(3) 火気の取り扱いに注意するとともに、水道の凍結防止に配慮すること。また、備え付けの生活用具類を大切に扱うこと。

(4) 借受者は体験住宅の清掃を適宜行い、体験住宅の適正管理に努めること。

(5) ごみは市の定めに従い適切に排出すること。

(6) 退去の際は、体験住宅の鍵を必ず市長へ返却すること。

(7) その他体験住宅の利用に関し、市長が必要と認める事項。

(行為の制限)

第10条 借受者は、体験住宅及びその敷地内において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄付の要請、その他これらに類する行為をしてはならない。

(2) 興行を行うこと。

(3) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。

(4) 文書、図書、その他の印刷物を貼り付け又は配布すること。

(5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これらに類する行為をすること。

(6) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(7) 体験住宅の全部又は一部を転貸し又は権利を譲渡すること。

(8) その他体験住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(貸付許可の取り消し)

第11条 市長は、借受者に第9条及び前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第5条の規定による貸付許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により取り消しをしたときは、第8条第3項により納めた貸付料は、これを返還しない。

(体験住宅の明け渡し)

第12条 借受者は、借受期間満了日又は前条の規定に基づき貸付許可を

取り消しされたときは、直ちに体験住宅を明け渡さなければならない。
この場合において、借受者は通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 借受者は、前項前段の明け渡しをするときは、明け渡す日を事前に市長へ通知しなければならない。

3 市長は、第1項後段の規定による借受者が行う原状回復の内容及び方法については、借受者と事前に協議するものとする。

(立ち入り)

第13条 市長は、体験住宅の防火、火災の延焼、構造の保全又はその他住宅の管理上特に必要があるときは、借受者の許可無く体験住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立ち入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 借受者は故意又は過失により体験住宅を破損、汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により市長が特別に認めた場合は、この限りでない。

2 前項前段の規定による体験住宅を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに市に報告しなければならない。

(事故の免責)

第15条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して市は責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月9日から施行する。

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

（1）中渚滑地区住宅 A（旧中渚滑小学校 校長住宅）

所在地	紋別市上渚滑町中渚滑 40 番地 1（手前側）
建築年	平成 7 年
構造	木造・平屋
間取り・面積	3LDK・81.98 m ²
水道供給者	紋別市（上渚滑簡易水道事業）
便所	簡易水洗式トイレ（汲取り式）
ペット同伴	可

（2）中渚滑地区住宅 B（旧中渚滑小学校 教頭住宅）

所在地	紋別市上渚滑町中渚滑 40 番地 1（奥側）
建築年	平成元年
構造	木造・平屋
間取り・面積	3LDK・81.98 m ²
水道供給者	紋別市（上渚滑簡易水道事業）
便所	簡易水洗式トイレ（汲取り式）
ペット同伴	可

（3）藻別地区住宅 A（旧藻別小学校 校長住宅）

所在地	紋別市藻別 400 番地 2
建築年	平成 2 年
構造	木造・平屋
間取り・面積	3LDK・81.98 m ²
水道供給者	藻別水道利用組合（藻別地区営農飲雑用水）
便所	簡易水洗式トイレ（汲取り式）
ペット同伴	可

（4）藻別地区住宅 B（旧藻別小学校 一般教員住宅）

所在地	紋別市藻別 400 番地 2
建築年	昭和 57 年
構造	木造・平屋
間取り・面積	3LDK・62.37 m ²
水道供給者	藻別水道利用組合（藻別地区営農飲雑用水）
便所	簡易水洗式トイレ（汲取り式）
ペット同伴	可

(5) 沼の上地区住宅A (旧沼の上小学校 校長住宅)

住宅名称	沼の上地区住宅A
所在地	紋別市沼の上 473 番地
建築年	平成 7 年
構造	木造・平屋
間取り・面積	3LDK・81.98 m ²
水道供給者	紋別市 (沼の上簡易水道事業)
便所	簡易水洗式トイレ (汲取り式)
ペット同伴	可

(6) 沼の上地区住宅B (旧沼の上小学校 教頭住宅)

住宅名称	沼の上地区住宅B
所在地	紋別市沼の上 473 番地
建築年	平成 7 年
構造	木造・平屋
間取り・面積	3LDK・62.37 m ²
水道供給者	紋別市 (沼の上簡易水道事業)
便所	簡易水洗式トイレ (汲取り式)
ペット同伴	可

(7) 落石地区住宅

住宅名称	落石地区住宅
所在地	紋別市落石町 5 丁目 32-3
建築年	昭和 57 年
構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
間取り・面積	4LDK・97.71 m ²
水道供給者	紋別市 (紋別市上水道事業)
便所	水洗式トイレ
ペット同伴	不可

(8) 上渚滑地区住宅A

住宅名称	上渚滑地区住宅A
所在地	紋別市上渚滑町 1 丁目 4
建築年	平成 5 年
構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺 平屋建
間取り・面積	3LDK・81.98 m ²
水道供給者	紋別市 (上渚滑簡易水道事業)
便所	簡易水洗式トイレ (汲取り式)
ペット同伴	可

(9) 上渚滑地区住宅B

住宅名称	上渚滑地区住宅B
所在地	紋別市上渚滑町1丁目4
建築年	平成5年
構造	木造垂鉛メッキ鋼板葺 平屋建
間取り・面積	3LDK・81.98 m ²
水道供給者	紋別市（上渚滑簡易水道事業）
便所	簡易水洗式トイレ（汲取り式）
ペット同伴	可

(10) 南が丘アパート201

住宅名称	南が丘アパート201
所在地	紋別市南が丘町3丁目13番21号
建築年	昭和54年
構造	木造垂鉛鋼板葺 2階建（2階部分）
間取り・面積	3LDK・74.52 m ²
水道供給者	紋別市（紋別市水道事業）
便所	水洗式トイレ（公共下水道）
ペット同伴	不可

(11) 南が丘アパート202

住宅名称	南が丘アパート202
所在地	紋別市南が丘町3丁目13番21号
建築年	昭和54年
構造	木造垂鉛鋼板葺 2階建（2階部分）
間取り・面積	2LDK・62.10 m ²
水道供給者	紋別市（紋別市水道事業）
便所	水洗式トイレ（公共下水道）
ペット同伴	不可

(12) 南が丘アパート203

住宅名称	南が丘アパート203
所在地	紋別市南が丘町3丁目13番21号
建築年	昭和54年
構造	木造垂鉛鋼板葺 2階建（2階部分）
間取り・面積	2LDK・62.10 m ²
水道供給者	紋別市（紋別市水道事業）
便所	水洗式トイレ（公共下水道）
ペット同伴	不可

別表第2（第8条関係）

住宅名称	1ヶ月あたりの貸付料(A+B)		暖房費	備考
	(A)住宅料	(B)維持管理経費		
中渚滑地区住宅A	58,500円		5月及び10月 7,500円/月 11月から4月まで 15,000円/月	維持管理経費には、電気、ガス及び水道の使用料金を含む。
	25,500円	33,000円		
中渚滑地区住宅B	53,700円			
	20,700円	33,000円		
藻別地区住宅A	54,900円			
	21,900円	33,000円		
藻別地区住宅B	44,400円			
	11,400円	33,000円		
沼の上地区住宅A	58,500円			
	25,500円	33,000円		
沼の上地区住宅B	48,800円			
	15,800円	33,000円		
上渚滑地区住宅A	50,700円			
	17,700円	33,000円		
上渚滑地区住宅B	50,700円			
	17,700円	33,000円		
落石地区住宅	58,500円			
	25,500円	33,000円		
南が丘アパート201	54,000円			
	36,000円	18,000円		
南が丘アパート202	54,000円			
	36,000円	18,000円		
南が丘アパート203	54,000円			
	36,000円	18,000円		